

大分県報

平成二十九年
第二八七六号
四月二十八日

（金曜日）

目次

告示

- 道路区域の変更……………一
- 道路の供用開始……………一
- 土地改良区の役員就退任……………一
- 基本測量の終了……………二
- 都市計画事業の事業計画の変更……………二

告示

大分県告示第二百八十八号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十九年四月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成二十九年四月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
	佐伯市字下小谷九六三四番四から 佐伯市字三九郎谷九七〇九番五地先まで	前	メートル 四・〇	メートル 二七五・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷
		A	メートル 三・五		

県道梶寄浦 佐伯線		佐伯市字下小谷九六三四番四から 佐伯市字三九郎谷九七〇九番五地先まで	後			地の区 分をい う。
		佐伯市字下小谷九六三四番一から 佐伯市字三九郎谷九七〇九番一まで	B	A		
			三 八 ・ 〇 〇 〇	四 ・ 〇 三 ・ 五		
					二 七 五 ・ 〇	

大分県告示第二百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十九年四月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成二十九年四月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

告示

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三重町土地改良区（豊後大野市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。
 平成二十九年四月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

役名	氏名	住所
（退任役員）		
理事	赤星文明	豊後大野市三重町向野一一三番地

（就任役員）		
役名	氏名	住 所
理事	阿南清兒	豊後大野市三重町向野一―二四番地
<p>測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨の通知があった。</p> <p>平成二十九年四月二十八日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>		
<p>一 作業の種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）」及び「国土広域情報」修正測量</p>		
<p>二 作業の地域 県内全域</p>		
<p>三 作業の終了日 平成二十九年三月三十一日</p>		
<p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定による別府国際観光温泉文化都市建設計画道路事業の事業計画の変更認可の告示が平成二十九年四月十四日付け九州地方整備局告示第百九号をもってなされたので、同法第六十六条の規定に基づき次のとおり公告する。</p> <p>平成二十九年四月二十八日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>		
<p>一 都市計画事業の種類及び名称 平成六年建設省告示第千九百二十九号別府国際観光温泉文化都市建設計画道路事業</p>		
<p>二 施行者の名称 大分県</p>		
<p>三 事務所の所在地 主たる事務所 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 大分市大手町三丁目一番一 号</p>		
<p>四 従たる事務所 大分県別府土木事務所 別府市大字鶴見字下田井十四番一号 事業地</p>		
		<p>1 取用の部分 変更なし</p> <p>2 使用の部分 なし</p>